

《トラックスケールと計量法について》

■ 検 定

トラックスケールで計量した値を対外的な「取引」または「証明」に使用する場合は、そのトラックスケールが計量法で定められた者の実施する「検定」に合格していなければなりません。

検定とは、その計量器の構造および器差をチェックするもので、構造が法で定める基準に適合し、器差が法で定める検査公差内であれば合格となります。

合格となった計量器には検定証印  が付されます

「取引」および「証明」に関わる計量とは

「取引」とは、有償・無償を問わず、物または役務の給付を目的とする行為のことです。取引当事者間における計量およびその計量結果の表明は取引上の計量にあたります。

(例) 顧客に品物を計って売る場合

「証明」とは、一定の事実が真実である旨を表明することです。取引当事者以外の第三者による計量および、その計量結果の（両者またはいずれかの一方の）当事者への表明は証明にあたります。

(例) 計量証明事業者が証明書を発行することを目的として計る場合

■ 定期 検 査

上記検定に合格したトラックスケールを使用する者（計量証明事業者および適正計量管理事業所を除く）は、都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関のいずれかがおこなう定期検査、または計量士による代検査を受けなければなりません。定期検査は、検定合格済みの計量器がこれ以降も取引・証明用として使用できるかどうかの判断をするため、2年に1度おこなわれるものです。



※イメージ